

計量法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第1 計量法施行令の一部改正

最近の特定計量器の使用実態等を踏まえ、ホップースケール等を検定等の対象である自動はかりから除外する。(第五条及び第二十六条関係)

第2 計量法関係手数料令の一部改正

ホップースケール等の検定及び型式承認に係る手数料の規定を削る。(別表第二及び別表第四関係)

第3 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホップースケール等の使用の制限の開始日等の規定を削る。(附則別表関係)

第4 計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホップースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例の規定を削る。(附則第二条関係)

第5 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)